参考資料

熊谷市自転車活用推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　自転車活用推進法第３章第１１条第１項にある市町村自転車活用推進計画の策定及びその検討や自転車活用推進施策を総合的かつ効果的に実施するため、熊谷市自転車活用推進計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）熊谷市自転車活用推進計画の策定に関すること。

（２）市内の自転車活用推進施策に関すること。

（３）その他、自転車施策に関すること。

（構成）

第３条　策定委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、都市整備部長をもってこれに充て、委員は、別表に掲げる職にある者又はその指名する者をもって充てる。

３　委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行することとする。

（運営）

第４条　策定委員会は、原則、委員長の招集により開催する。

２　委員長は、委員以外で委員長が必要と認め、出席を要請した者を会議に参加させ、意見を聞くことができる。

（事務局）

第５条　事務局は、熊谷市都市整備部都市計画課に置く。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

附則

この要綱は、令和３年５月１７日から施行する。

別表（第３条関係）

職名		
県	県土整備部	県土整備政策課政策幹
警察	埼玉県警察本部	交通規制課長
	熊谷警察署	交通課長
市	総合政策部	企画課長
		スポーツ観光課長
	市民部	安心安全課長
		健康づくり課長
	環境部	環境政策課長
	産業振興部	商工業振興課長
	都市整備部	都市計画課長
	建設部	道路課長
		維持課長
	教育委員会	学校教育課長

用語集

	用語	説明
あ行	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	自転車を安心して利用できる環境を全国で整えるため、国土交通省と警察庁交通局が平成 24 年 11 月に策定したガイドライン。 自転車は「車両」と扱う観点に基づき、自転車ネットワーク計画の作成方法や自転車通行空間設計の考え方などについて提示されている。平成 28 年（2016 年）に一部改訂。
	違法駐輪	私有地以外の場所に無許可で駐輪した状態のことを指す。
	エコなまちづくり	熊谷市では、「環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくり」を推進していくため、主に、中心市街地における交通の改善、暑さ対策、緑化などの施策を中心とした熊谷市都市環境改善基本計画「エコまちづくり熊谷」を策定した。3つのまちづくりの方向性に基づき、移動にかかるエネルギー（CO2 排出）を減らすための様々な取組みが行われている。
か行	キックバイク	自転車のようにまたがって乗り、足で地面を蹴って進む、ペダルのない幼児用の二輪遊具。直感的にバランスをとってコントロール乗り物であり、自転車へ移行しやすいという特徴がある。
	高輝度白線	夜間、雨天時においても良好な視認性を確保するための白線（区画線）のこと。
	交通安全教室	本市では、熊谷警察署と連携し、小中学校や保育園、幼稚園などのほかに、長寿会や地域の会合などを対象に実施している。
	交通安全子供自転車埼玉県大会	県内の小学校児童を対象に、交通安全教育の一環として、「熊谷スポーツ文化公園」内の「彩の国くまがやドーム」で毎年開催されている自転車交通安全の大会。 自転車競技を通じて自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけさせるとともに、交通安全についての興味と関心を高め、更にはその習慣化を図ることにより交通事故防止の目的を達成しようとするもの。
	交通手段分担率	ある交通手段のトリップ数の全交通手段の※トリップ数に占める割合を交通手段分担率という。 ※トリップとは、人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位のことで、１回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても１トリップと数える。
	子育て応援自転車おでかけ事業	親子での外出を容易にし、育児の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児 2 人同乗用自転車の購入者に、購入費の一部を補助する制度のこと。
	子ども自転車運転免許制度	自転車を利用する小学生に対して、早い時期から安全な乗り方を指導することで、基本的な交通ルールを体得させて安全意識を高め、児童の将来にわたる交通事故を防止することを目的とした制度。

	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中でも地域の活力を維持し、医療・福祉・商業等の生活機能と居住を集約・誘導し、人口を集積するとともに、市民が安心して暮らせるよう、公共交通ネットワークと連携した、持続可能なまちづくりを進める都市計画上の考え方のこと。
さ行	サイクリングロード	本計画では、主にスポーツやレクリエーションを目的とした自転車の利用がされる道路を指す。
	サイクリスト	サイクリングをする人。または自転車競技の選手。
	サイクルスタンド	自転車を立てて固定するための装置。走行の効率性を上げるため、スタンドが装着されていないことが多いロードバイクやクロスバイクの駐輪、保管等には独立型が用いられる。
	サイクルステーション	サイクリングの途中でトイレや食事、水分補給等のために立ち寄ることができる休憩スポット。
	サイクルトレイン	自転車を分解（輪行）した状態ではなく、解体せずに鉄道車両に乗車できるサービスのこと。
	サイクルポート	直訳は自転車を駐輪するための場所のこと。ただし、日本のシェアサイクルで、利用者が、自転車の借り出しと返却を別の駐輪場で行えるシステムにおいて、その駐輪場をサイクルポートと呼ぶ。
	シェアサイクル（自転車シェアリング）	相互利用可能な複数のサイクルポートが設置された、面的な都市交通に供されるシステムのこと。他人と自転車をシェア（共有）し、必要なタイミングで自転車を利用することができる仕組み。IC カード等の利用で手軽に借りることができるサービスが普及している。
	自転車安全利用の日	埼玉県は、平成 24 年（2012 年）4 月 1 日に施行された「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」より、埼玉県民に自転車の安全な利用についての関心と理解を深めるため、毎月 10 日を「自転車安全利用の日」と設定している。
	自転車活用推進計画（国策定）	自転車活用推進法に基づき、国における自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 30 年（2018 年）6 月 30 日に閣議決定された。
	自転車活用推進法	基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車の活用を総合的・計画的に推進することを目的として、平成 29 年（2017 年）5 月 1 日に施行された法律。 基本方針として 14 の施策を設定し、国土交通省に自転車活用推進本部が設置された。
	自転車関連事故	自転車乗用者が第 1 又は第 2 当事者（自転車相互含む）となった交通事故のことを指す。
	自転車月間	昭和 56 年（1981 年）5 月に日本で「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」（自転車法）が施行されたことを記念して設定された月間。5 月 1 日～5 月 31 日までの 1 ヶ月の間、対歩行者事故の防止等をを目的とし、自転車利用者の交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図ることを目的としている。

	自転車専用通行帯	道路交通法第 20 条第 2 項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯をいう。
	自転車駐車場（駐輪場）	自転車を駐輪するために許可、指定された場所、または施設のことを指す。
	自転車通勤導入に関する手引き	自転車活用推進計画（国策定）に基づき、事業者活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため策定された手引き。企業・団体などが過度な負担なく、円滑かつ適切に自転車通勤制度を導入できるように作成したものでその広報啓発により自転車通勤の促進を図る。
	自転車通行空間	自転車が通行するための道路、又は道路の部分をいう。
	自転車道	道路構造令第 2 条第 1 項第 2 号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。なお、道路交通法上も自転車道として扱われる。
	自転車保険	個人賠償責任保証が特約で付く傷害保険又は個人賠償責任保険のことで、埼玉県では被害者の救済を確保する必要から加入を義務化している。
	自転車歩行者道	道路構造令第 2 条第 1 項第 3 号に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。なお、道路交通法上は、自転車歩行者道という定義はなく、歩道として扱われる。
た行	TS マーク	「Traffic Safety（交通安全）」の頭文字をとったもので、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるマーク。マークには、付帯保険として、傷害保険と賠償責任保険、被害者見舞金（赤色ＴＳマークのみ）が付いている。
	電動アシスト自転車	ペダルを踏む際に、電動モーターが人力での走行を補助する自転車のこと。
は行	反射材	リフレクターとも呼ばれる反射材は、道路交通法上、自転車で公道を走る際に必須となるパーツのうちの一つとして定められており、夜間でも光が当たった際に反射する性質を持つため、周囲に自転車の存在を認識させる役割を持つ。
	ピクトグラム	情報を誰にでも伝わりやすいデザインに単純化したサインのこと。
	放置自転車	自転車の利用者が自転車を離れて、その自転車を移動させることができない状況にあること。
	放置整理区域	「熊谷市自転車等放置防止条例」に基づき設定した、放置自転車等が大量に集積されるおそれがある区域。熊谷駅周辺区域を指定しており、放置整理区域内に放置されている自転車等については、当該条例に基づき撤去を行っている。
や行	矢羽根	自転車の通行位置を示し、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起するための矢羽根型路面表示。
ら行	レンタサイクル	一つのサイクルポートを中心に都市交通に供されるシステムのこと。

熊谷市自転車活用推進計画

発 行 年 月　令和４年３月

編集・発行　熊谷市都市整備部都市計画課